

第3回富山県入札監視委員会の審議の概要

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 開催日及び場所 | 平成16年2月9日（月） 県庁本館4階大会議室 | |
| 委員 (委員数5名) (出席数5名) | 委員長 萩野 聡 (富山大学経済学部教授) 委員 石黒 厚子 (財団法人北陸経済研究所主任研究員) 委員 島谷 武志 (弁護士) 委員 高見 まち子 (税理士) 委員 広瀬 慎一 (富山県立大学短期大学部長) | |
| 次第 | 1 開 会 2 入札・契約手続の運用状況の報告 1 入札・契約方式別発注工事について 2 指名停止等の運用状況について 3 審議工事の抽出結果の報告 (萩野委員長) 4 抽出工事の審議 5 閉 会 | |
| 審査対象期間 | 平成15年4月1日 ～ 平成15年9月30日 | |
| 抽出案件 | 10件 (対象工事総件数 1,535件) | |
| 一般競争入札 | 1件 | ・神通川左岸流域下水道浄化センター水処理施設土木工事 |
| 公募型指名競争入札 | 1件 | ・中山間総合整備ねい地区山田工区情報基盤施設機器設備工事 |
| 通常型指名競争入札 (5千万円以上) | 1件 | ・一般国道415号線道路改築(萩浦橋)下部工P3橋脚工事 |
| 通常型指名競争入札 (5千万円未満) | 6件 | ・一般国道304号道路交通安全施設登坂車線設置法面保護工事 ・神通川水系大長谷川砂防改良護岸工工事 ・一般県道藤森岡線県単独交通安全歩道新設工事 ・白岩川水系掛土川砂防改良堰堤工工事 ・附帯農地防災射水東部地区仮置残土運搬工事 ・室牧発電所中間水槽及びH B V副バルブ更新工事 |
| 随意契約 | 1件 | ・和田川水道管理所次亜製造装置電極修繕工事 |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答 | 意見・質問 | 回 答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会としての意見 | 平成15年度上半期発注工事に係る入札・契約については、概ね適正に行われていると判断する。 | |

(問合せ先) 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
 富山県土木部管理課業務係
 電話番号：076-444-3309

別 紙

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>○下水道の処理施設については、大規模に発注した方が効率的かつ安価と考えられるが、段階的に発注しているのは何故か</p> <p>○同一等級（ランク）の指名業者間で指名回数が異なるのは何故か</p> <p>○基準等級以外の等級（直近等級）から指名する場合の基準は何か</p> <p>○発注金額からすると10者選定とすべきところ、11者を指名しているのは何故か</p> <p>○金額が高くても、特殊技術を要しない工事については、最上位ランク業者への発注でなくてもよいのではないか</p> <p>○落札者の応札額が調査基準価格(※3)を下回っているが、このような場合はどのように対応しているのか</p> <p>○不落随契（再度の入札でも落札者がいない場合に行う随意契約）の対応は</p> <p>○随意契約を行った場合には、全てその理由を報告していただきたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が行う下水道管路の整備に伴い流入水量が増加することや現在の流入水量と将来的な流入水量の増加を勘案して、必要分だけ段階的に施工するほうが効率的である。 ・ 施工現場となる市町村において基準等級(※1)業者が不足する場合には、隣接市町村など範囲を拡大して指名する場合があることから、指名回数に差が生じる。 ・ 原則、発注金額に応じて基準等級から指名。但し、施工箇所に近接して直近等級業者の営業所がある場合、施工箇所に近接して直近等級業者が工事を行っている場合等には、指名業者数の3分の1を限度として、基準等級の直近上位又は下位の等級業者を指名できることとしている。 ・ JO工事(※2)として、同時発注した別件工事の落札者は当該工事に参加できないことを条件としていることから、1者追加し指名した。 ・ 金額が大きい工事では、その工事規模も大きく規模に見合った施工管理技術等（特殊技術、地元や下請業者との調整等）が求められる。このため、工事の規模に見合ったランクの業者に発注している。今回、地元との調整等もあり、この規模で発注した。 ・ 最低価格入札者から工事費内訳書を徴収し県の設計額との乖離幅を調べるとともに、その企業独自のコスト削減要素を確認し、下請業者への圧迫がないかなど、その応札額で契約の内容に適合した適正な履行が確保できるか調査（低入札価格調査）したうえで契約を締結している。 ・ 再度入札でも落札者がいない場合、原則として指名替えまたは設計変更となる。ただし、予定価格との乖離幅が小さく、工期等から改めて入札に付する暇がないなど緊急を要する場合には、最低価格入札者と随意契約できることとしている。 ・ 次回の委員会から対応。 |
| <p>(その他) 今回は、15年度下半期発注工事について、5月頃を目途に開催予定。</p> | |

(※1) 基準等級とは 発注金額に応じ、指名する業者の基準ランクを定めている。(業者選定要綱)

(※2) JO（ジョーカーアウト）方式とは

工期等の理由から工事を分割して発注する場合がある。この際、同じ業者が落札すると、工期的に困難となってしまう恐れがあることから、分割工事のうち最初の入札の落札者がその後の入札に参加できない条件を付し指名することをいう。

(※3) 調査基準価格とは

相手方となるべき者の入札価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格のこと。原則として500万円以上の競争入札工事において定めている。